

樹脂材料の証明資料(必要に応じて取り寄せる)

- ・製品安全データシート
- ・材料ロット証明
- ・RoHS規制6物質に関する調査
 - ・鉛及び鉛化合物
 - ・水銀及び水銀化合物
 - ・カドミウム及びカドミウム化合物
 - ・六価クロム化合物
 - ・ポリブロモビフェニル(PBB)
 - ・ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
- ・RoHS4物質の含有調査
 - ・カドミウム及びカドミウム化合物
 - ・鉛及び鉛化合物
 - ・水銀及び水銀化合物
 - ・六価クロム化合物
- ・フッ素化合物 (PFOS/PFOA) 含有の有無に関する調査
 - ・パーフルオロオクタンスルホン酸塩
 - ・パーフルオロオクタン酸塩
- ・環境管理物質不使用証明書

貴社に納入する部品、副資材およびユニット部品の使用材料および包装材等について、使用禁止対象となっている物質と用途がない事を証明致します。

使用禁止とする環境管理物質は以下のとおりです

大分類	化学物質	用途・部位 例	許容値
重金属	カドミウム及びカドミウム化合物	一般	50ppm
		樹脂・ゴム	5ppm
	鉛及び鉛化合物	一般	50ppm
		鋼材	0.35wt%
		アルミニウム合金	0.4wt%
		銅合金	4wt%
		はんだ	1000ppm
水銀及び水銀化合物	電池・蛍光灯	1000ppm	
六価クロム化合物	メッキ	50ppm	
有機ハロゲン化合	ポリブロモビフェニル(PBB)	樹脂・ビニール	500ppm
	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	樹脂・ビニール	500ppm

注1) 梱包材は、上記重金属4物質の合計が100ppm未満のこと。

注2) 金属部品は成分表・安全データシートにて確認可。

注3) 樹脂・ビニール・塗料・メッキ関係部品・印刷品はICPデーター必要。

尚、部品、副資材およびユニット部品の使用材料および包装材等については、以下の成分で構成しております。許容濃度を超えて環境管理物質が検出・使用している場合は備考欄に使用量を記入してください。